

パブリックコメント実施結果報告書

平成23年2月8日

(担当課)	企画部青少年・文教課
(担当者)	笠田
(連絡先)	0857-26-7076

テーマ： 鳥取県少年健全育成条例一部改正素案への意見募集

<手段別意見応募件数> (意見件数を記入してください。応募者数は()書きしてください。)

(記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合 3(1)と記してください。)

郵便	ファックス	電子メール	県民室・ 県民局へ	その他の 方法	計
3(1)	5(2)	80(34)	0(0)	3(1)	91(38)

その他方法の例：意見交換会、電話、イベント等

<応募意見の政策案等への反映状況>

対応状況	件数	主 な 意 見
反映した (一部のみ反映した ものを含む)	19	条例改正に賛成、迅速な対応を切望する。 携帯電話を巡る子ども達のトラブルには深刻なものが多いが保護者の認識は低調、 条例の周知、啓発活動が必要。 深夜の外出制限は青少年育成の基本であり追加すべき。当たり前のことを社会全体 で進める必要がある。
既に盛り込み済み	34	一部の事業者においては、既に他県で施行された条例に沿った取組を行っており、 施行された条例と異なる規定とならないような配慮が必要。 公序良俗に反する情報や悪意のあるサイトが存在する以上子どもを守るため一定 の制約はやむを得ない。 常識的に青少年が理由もなく深夜外出することは危険であり改正内容は適当である。
今後の検討課題	2	本来は国が法律を改正してフィルタリング規制を強化すべきであり、法律改正を国に働 き掛けるべきではないか。 加齢がフィルタリングの施設面の規制はなく、通路から中が見えにくい状況。青少年の飲 酒、喫煙、不純異性交遊等が懸念され、中が見えにくい見通せるような施設にする必要 がある。
対応困難	26	青少年の携帯電話の所持については原則禁止が望ましい。 青少年保護、健全育成に名を借りたブロックやフィルタリング等子どもの権利を侵害す るあらゆる情報統制、言論弾圧、違憲行為に反対。 追加を撤回すべき。役所が家庭の教育権に介入する権利はないし、自らの意思で 違法・有害な情報に触れる行為は虐待でもなく、情報アクセスの権利を侵害すべきでは ない。 戒厳令でもひくつもりか。こんな条例があったら親は買物にも行かせられない。 有害図書類の指定制度は廃止すべきである。
その他 (例：施策の体系 外の意見等)	10	有害情報の定義がよく分からない。携帯電話やネットの普及によって犯罪被害が増 えているというデータや根拠も示されていない。 県民が子どもの健全育成に積極的に協力する、地域みんなで子育てをする旨の規 定を追加してはどうか。 深夜親子で加齢がフィルタリングに行くことのどこが問題か不明である。
計	91	

上記分類が困難な場合は、担当課整理による分類でもかまいません。

<意見募集結果概要書を、1部添付してください。>

とりネットのパブコメページ・
県庁ロビー掲示板で公表します。

他の公表方法として該当するものに を付してください。

とりネット (実施担当課)	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民室等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他

その他の例：審議会報告等